

事業名		私立高等学校産業教育施設整備費補助金	
主管課及び関係課		(主管課) 初等中等教育局参事官(参事官: 小畔敏彦)	
上位施策目標		<p>施策目標 2 - 4 快適で豊かな文教施設・設備の整備</p> <p>達成目標 2 - 4 - (追加) 社会のニーズに対応した産業教育施設設備を整備する</p>	
事業の概要		産業教育振興法第15条及び第19条に基づき、高等学校における産業教育のための実験実習施設・設備の整備に要する経費の一部を補助し、産業教育の円滑な振興を図るものである。	
予算額及び事業開始年度		<p>平成16年度概算要求額: 505百万円(平成15年度予算額: 505百万円)</p> <p>総額: 3050百万円(平成11年度~15年度予算額の総計)</p> <p>事業開始年度: 昭和29年度</p>	
必要性		<p>産業教育は、我が国の産業経済の発展の基礎となる専門的知識・技術を有する有為な人材(スペシャリスト)を育成する重要な役割を担っている。この産業教育の実施に当たっては、実験実習施設の整備が必要不可欠であることから、昭和26年に制定された産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に基づき、補助が行われてきたところである。</p> <p>平成10年7月の理科教育及び産業教育審議会答申「今後の専門高校における教育の在り方等について」において、「我が国の産業の動向、技術革新や情報化の進展を踏まえつつ、教育内容や指導方法等の改善と併せて、専門高校における施設・設備の充実を図る必要がある」とされているところである。</p> <p>また、平成11年8月の「第9次雇用対策基本計画」において、産業界における技術革新等に対応した施設の整備を進め、人材の養成の充実を図ることとされ、平成13年3月の「科学技術基本計画」においても、社会の変化等に対応した産業教育の振興のための実験・実習の施設・設備の充実を図ることが閣議決定されているところである。</p> <p>さらに、産業教育は高等学校における専門学科を中心に行われているが、社会に出てから即戦力となる有為な技術・技能を身に付けることは専門高校生にとって重要であり、技術・技能を身に付けるためには専門教科の時間のうち半分以上を実験・実習をすることが学習指導要領で義務付けられている。また、科学技術の急速な進展等に伴い、時代の変化に対応した産業教育施設設備の充実が必要である。</p>	
効率性		<p>学習指導要領の教育内容を全国的に確実に実施させるとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を推進するためには、産業教育に不可欠である実験実習の施設の整備に対して補助することが効果的・合理的な手段と考える。</p> <p>また、各補助事業者においては、高度情報社会・高齢化社会の進展や、機器の小型化・高度化・自動化など、時代の変遷等に対応した施設を必要としており、その必要とする施設に対して補助を行うことにより、本事業は効率的に実施されているものとする。</p>	
有効性	得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)	産業教育振興法等において規定されている基準に基づいた事業に対して、措置した予算額の累計額において判断する。	
	得ようとする達成効果の達成見込みの判断の根拠(判断基準)	当該事業を行うことによって予算の使用状況が上がることにより、各学校法人が産業教育振興法等において規定されている基準を満たし、学習指導要領の教育内容を全国的に確実に実施することができるなどの効果が現れるものとする。	
公平性、優先性		補助金の分配においては、各学校法人の状況の聴取などを行ったうえで配分していることから、公平性及び優先性を有しているものである。	
得ようとする効果及び達成		産業教育に不可欠である実験実習施設の整備に対して補助することにより、学習指導要領の教育内容を全国的に確実に	達成年度

年度	実施させるとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を推進するなど、産業教育の円滑な実施を図る。	平成20年度
事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針	厳しい経済状況の中で、平成15年度より実施された高等学校学習指導要領の教育内容を全国的に確実に実施させるとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を推進することが不可欠である。かかる産業教育に係る教育内容を円滑に実施するため、産業教育実験実習施設の整備に対する補助を今後とも実施していく必要がある。	

私立高等学校産業教育施設

【産業教育振興第1条】この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることに鑑み、教育基本法にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

【同法 第15条】国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合には、これに要する経費の一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

【同法 第19条】私立学校に関する国の補助については、第15条から前条までの規定を準用する。

文部科学省

各都道府県

各都道府県を通して補助金
交付決定を行う。

補助金交付申請書(各都
道府県知事を経由し、文部
科学大臣に提出)

各専門高校

技術の習得

・学習指導要領に基づき、
着実に実験・実習を実施。

生徒の意欲向上

・最新の施設・設備によ
り、生徒の意欲向上
を図る。